畏吾兒人間に於ける法律・財政用語（上）

ジャフェルオールュ　アハメット
羽田　明　譯

はしがき

此處に掲載するのはトルコ、イスタンブル大學所屬、土耳古學研究所の機關雜誌 TÜRKIYAT MECMUASI（土耳古學雜誌）の第四卷（一九三四年）所載の Caferoğlu Ahmet 氏の論文 "Uygurlarda Hukuk ve Maliye Istilahlari" の飜譯である。著者に就いては本論文の首に土耳古言語・歷史科講師とあるのに据つて其の身分を知り得る他に、氏の著作として筆者の目睹し得たものに一九三四、三七、三八年の三度に分けて出版されたウイグル語辭彙（Uygur Sözlügü）がある。此は從來のウイグル文書に關する諸研究の結果を集大成したもので、本論文はその編纂に際しての副產物であらうと思はれるが、ウイグル語辭彙と名づけられてゐるものゝ、所謂ウイグル文書の言語のみならず、それ以前の原ウイグル語とも稱すべき Kara Balgasun 碑文は素よりオルコン碑文の言語に迄溯るもので一種の古代トルコ語辭典でもある。

× × ×

新興トルコ共和國が故 Kemal Ata Türk の指導下に近代國家としての自己改造を企てゝ以來、同國に於ける

ナショナリズム運動の勢は著しいもので、元來トルコ語の音聲を現はすに適せず極めて不便の多かつたアラビア文字を其の永い傳統に捉はれること無く果敢に棄て去つて、ラテン文字に基く新トルコ文字を制定し、且萬策を盡して其の使用を短期間に普及せしめ得た驚異的事實は何人も承知してゐる處であるが、斯樣な外形的な國字改良に止らず、內容的にも舊來の特殊の宗教事情と文學上のペダンティスムの自然の歸結として、日常語の過半數を占める狀態に達してゐたアラビア語やペルシヤ語からの借用語を能ふ限り淸算して自らの言語を持たうと努めたのは蓋し當然のことである。此の見地から舊Osmanli語と新トルコ語とが截然區別され、此の目的の爲に國語調査會（Türk Dil Kurumu 略稱 T. D. K）が刊行した辭書も數種類に上つてゐる。

さり乍ら、新トルコ語の形成に當つて、單に外來語を省いて固有語を以て此に置き代へると云ふ方法を採ることが不可能な程に固有語の貧困をきたしてゐたトルコ國に於いては、勢同國內は元より亞細亞各地に散在してゐる同族の方言を採集すると俱に、一般トルコ族の過去の言語的遺物の研究を行はざるを得なかつた。國語調査會發行の「トルコ方言集」Fuad Köprülü Zade 教授（イスタンブル大學元文學部長。舊オットーマン帝國時代からの名家の後裔。歷史家として著明。オットーマン帝國の起原（佛文）等の著書あり。）の民譚集、Hamit Zübeyr & Ishak Refet のアナドリア方言辭書などは前者の傾向の現れであり、突厥碑文、回鶻碑文の研究や本論文の著者の著作等は後者の傾向に屬するものであらう。（元Necip Asun のオルホン碑文現代トルコ語譯あり。T.D.K. の出版物として Hüseyin Namik Orkun 氏の「突厥碑文、回鶻碑文研究」（Eski Türk Yazıları）19.6. Istambul. がある。）

イスタンブルの大學は舊帝國時代一八六九年に Dar ül Funün（科學堂＝大學）のアラビア名を冠して開かれたものが其の前身で、今日ではフランス風に Üniversite と呼ばれ、法文等の四學部と附屬の專門學校を含む大學であるが、共和國は首都 Ankara にも更に一つの大學を設けた。此の學校は元來官吏養成の機關として一九二

六年先づ法學部のみを設けたもので、宛も滿洲國の大同學院に相當するものであつたのであるが、筆者の巴里滯在中(一九三六—三八)に支那語の教授を此の大學より求めて來てゐることを聞き、又同大學の留學生が、恐らく古代トルコ史闡明の補助學科習得の爲であらう、巴里東洋語學校に支那語研究に來てゐることを知つた。トルコ學者として令名のある Gabain 女史もアンカラの大學に聘せられてゐる(宮崎助教授談)と云ふことであるから、其の後此の大學にも文學部が出來てトルコ學の研究が根本的に行はれてゐるに相違ない。

Caferoğlu 氏には一九三一年刊の Abu Hayyân, Kitab al-idrak li'lisan al-etrak (トルコ、アラビア文)なる著書があることを承知してゐるが其の內容に就いては全然之を明らかにしない。本論文中に云ふ處に據れば、先に「原トルコ語雜誌」Öz Türk Dili 1933 に本論文とほゞ同樣の表題下に執筆した由であるが、此も素より參照するを得なかつた。唯本論文の母體として內容には大差なきものと思はれる。

以上主としてトルコ共和國に於けるナショナリズム運動の言語研究への現れを見、その中に於いて本論文の著者の著作が如何なる位置を占めるかに論及したのであるが、過去の中央亞細亞に於けるトルコ族の活動が、元來獨立自尊の傾きを有するナショナリズムの波に乘つて、極めて高く評價されてゐることは本論文を一讀されても了解されるであらうし、イランや支那等の如く判然たる歷史を持つ異民族は別としても、蒙古族や滿洲族など所謂 Pan-Turan 族に屬するとも云へる民族は、全て此をトルコ族もしくはその類族として扱はうとする論者もある樣である。良かれ惡しかれかゝる考へがトルコ人間に行はれてゐることは一應本譯文閱讀の勞を取られる諸彥へ御注意申しておいた方が良い樣に思はれる。

豫々トルコ國學界の研究對象が我々の東洋史の領域に及んで來てゐることを知つて、其の趨勢をも少し詳しく

知り度いと願ひ乍ら、種々の事情――筆者の不精は云はずもがな、書物の入手が極めて困難であること等。――から唯念願たるまゝに經過して何ら新しい知見を加へ得ぬことを殘念に思つてゐるのであるが、歐洲より歸來後暫く棄てゝ省みなかつたトルコ語學習の爲に讀み始めたのが本論文であつて、適々筆者の手許に存在したが故に取上げたものであるから、トルコ學界の言語乃至歷史研究の論文中に、東洋史に關連あるものに限るにしても此以上の好論文が見當らぬと云ふ樣なわけではさらになく、果して幾莫の價値があるものかさへ賢明な讀者の批判に俟つ他はない有樣である。

もつとも此を譯出して貴重な紙面を汚すことに決心したのには、以上の他にも全然理由がないわけではない。トルコ學の領域に於いて歐洲では既に多くの輝かしい研究が積まれてゐるのに、我が國に於いては、大谷探險隊の收獲その他に多少の關係文書が存在するにも關らず、此の種法律文書の研究は極めて乏しく、直接資料を解讀したものとしては佛典を除けば僅かに「回鶻文女子賣渡文書」（羽田亨、東洋學報第六卷大正五年、二七二頁）の一篇がある計りで、此の種文書の概觀に至つては、近刊蒙古學第三冊に江上波夫氏譯にかゝる Malov の Oldenburg 第二回吐魯番探險隊所獲文書解說中に簡單乍ら邦文に移された稍具體的なウイグル文書概觀がなされてゐるに過ぎないのであるから、此處に第一回分として掲載する文書概說は、ウイグル文書なるものゝ概念を得んとする人々の手引ともならうし、又延いては唐宋法律文書との比較研究或は元代畏吾兒人社會・經濟史の研究に志す人々の注意を促す點もあらうかと考へたのである。又次號以下に載せる筈になつてゐる本論文の第二部に當る若干の法律・財政用語に解釋を施した部分は本格的に文書の研究を企圖する者にとつて參照の必要があるに相違ないと思つたことも本論文譯出を思ひ立たせた動機である。

× × ×

譯文を掲げるに先立つて豫め諸彦の了解を得ておき度いことは、本譯文は文學的作品の飜譯でもなければ、語學々習者の爲を思つた忠實な直譯でもなく、專ら平明を期したもので、著者の記す處は洩なく其の意味を傳へんことに努めたが、時には文意の上から語句を削つたり補つたりしたこともあり、かならずしも原文の逐字譯ではないことである。譯者の語學力の不足せるが爲に若干の誤譯を生ずるであらうことは蓋し止むを得ぬ次第で此處に讀者の御宥恕を乞うておく。

尙原文にウイグルとある個所は原ウイグル卽ち回紇は別として全て譯語を畏吾兒に統一したが、其は文書が主として元代のものであることを考へての上のことである。

最後に譯文中に新トルコ綴字を採用した關係上念の爲普通羅甸文字と讀み方の相違するものに就いて對比して發音上の注意を左に記しておく。

c ＝ { dj（佛）
j（英）

ç ＝ { tch（佛）
ch（英）

ğ ＝ { ① y　前母音綴中ニ於イテ。
② gh　後母音綴中ニ於イテ。

※但シ發音ニ際シテ殆ンド響カズ。

ş ＝ sh（英）

ı ＝ （yerı ıusse）前母音iニ對スルモノ。

ö, ü ハ獨逸語ニ於ケルト同ジ。

追記 本論文は、トルコ語の數詞研究に際して泉井久之助氏が此を參照されたこと、雜誌「言語研究」第一卷第一册所收の同氏論文に見えてゐる。

古い歴史を持つ東トルキスタンのトゥルファン、オアシスに於ける發掘により獲得された畏吾兒人關係の多數の斷片的文書中には、本來の畏吾兒や其の隣接部族は元より、廣く一般トルコ族の法律・財政用語と密接に關係ある一群の法律文書が見出される。歐洲の諸學府に保存されてゐる注目すべき此のトルコ語及びトルコ文明の遺物の中、今日までの處その大部分が言語學上のテクストとしてゞあるが、若干研究されてをり、或る種のものは幾度か公刊されてゐる。併し、文書の持つ法律的諸性質は、不幸にも永年眞摯な研究の對象とはならず、何故か學界の注意をも充分に引き起すことがなかつた。唯近年、專らレニングラード翰林院の援助に依つて發表された幾つかの畏吾兒文書が、一個の研究の極めて收獲多きものであつたのと相俟つて、法律的見地よりして或る程度迄古代トルファン沃地の商業、經濟生活の闡明に貢献した。吾人の有する此の種の刊行文書を利用するに當つては、――元より編者の勞を多とする者ではあるが、――周到な注意を拂ふ必要があることを申し添へておく。事情斯の如くであるから、殘念乍ら幾らかの法律・財政用語の價値及び種類は未だに了解し得ないし、自餘のトルコ族の生活並に經濟組織を參考にしても、現在の所は說明が附かないことが多い。其等は將來新しく公刊される法律文書の研究に俟つことゝして、此處には唯一篇の覺書を以て滿足した。

△參考書目▽

畏吾兒法律文書の公刊は一八八九年を以て嚆矢とする。此の年 Radloff は唯一個の資料を公にし、[1] 一九〇五

年には復 Grünwedel 探險隊に依り支那に於いて獲得された諸法律文書の多數が――一目瞭然の誤譯を含んでは居るが、――世に贈られた。[2] 本蒐集に對するラドロフの手になる譯を伴つて グリュンウエーデル報告中に發表された四個の文書は一九一八年に、些細な幾つかの補訂及び註釋を加へて再度 Le Coq に依り公刊された。[3] さり乍らルコックの此の小研究も、文書の有する歴史的文化的重要性から見れば、科學的研究の產物としてしかく成功したものとは見做し難い。[4] 又同著者は一九一九年、ラドロフがグリュンウエーデルの Berichte 中に第十二番の番號を以て發表し USp. にも同番號を以て載錄せる文書を――いくらかの誤りを含んでゐる――發表した。[5] 一九二七年には Malov 教授が、一は貸借證書に關係し、他は賣買に關係した二つの畏吾兒法律文書の公刊に成功した。[6]

元グリュンウエーデル 探險隊が一九〇三年に入手した多數の法律文書は、自餘學者の隨時將來した資料とともに一九〇四年ラドロフが整理飜譯して「畏吾兒語言語記念物」((Uigurische Sprachdenkmäler)) の名を以て剞劂に附したのであるが、同書は著者の死(一九一八年)後十年を經て一九二八年にマロフ氏の斡旋に依り學界に贈られた。[7] 本書にはマロフ教授が若干の訂正並びに解釋を附加へてゐるにも關はらず、元著者の二十年前に犯した誤謬は今度もその儘に保留されてゐる。而して先にも述べた通りかゝる事情を念頭において、文書を利用することが必要である。

最後に最も近頃の將來品に屬し、マロフ氏が一九三二年に充分に讀みこなして發表した六個の畏吾兒法律文書があるが、[8] 此等のものは第二回オルデンブルグ東トルキスタン探險隊所得の成果に屬する。斯て、我々が研究せんとする畏吾兒法律文書は專ら此等の物から成立してゐるのであるが、將來發表されるであらう文書が、現在未詳の多くの疑點を解明するに役立つに相違ないと信ずる。

吾人の確め得た現存諸畏吾兒法律文書は相當の量に上るにも關らず、今日に至るまで、不幸にもトルコ法律史的見地からは何ら眞摯な研究はなされてゐないと云つてよい狀態である。唯僅かに小研究の形式で、上述の文書に基いて書かれた論文の一つが余に[9]關係なきものであつて、Heinrich Herrfahrdt 教授の作品である。[10]

▽文書より見たる畏吾兒文明△

純粹な言語的價値は別として、――何となればそれ程まで純粹な回鶻語ではないのであるから、――畏吾兒文書は古代東トルキスタン、トゥルファン沃地の畏吾兒人が非常に高い文明に達してゐたことを示すであらう。此等は一方では十二―四世紀の畏吾兒人の農業並びに諸種の工業が高度に發達してゐたことを證明するとともに、又一方では農業生活時代に在つた畏吾兒人の民族的特徴を或る程度迄示すであらう。彼等が栽培してゐた胡麻(Kuncut)の油、葡萄酒、綿及び農業一般、土地賣買契約の締結、租稅の種類等は全て畏吾兒人の進歩した社會生活を營んでゐたことを示してゐる。依つて畏吾兒法律文書を論じたルコック教授は、當蓋時期の東トルキスタンの生活程度は五六十年前の同地方の社會生活程度より遙かに勝れたものであつたと推測してゐる程である。[11]

財政・經濟方面に就いて見れば、商業・農業生活を並び營んでゐた彼等畏吾兒人間に於いて、一定した貨幣・度量衡制度が存したことが注意される、金、銀、銅錢を以て賣買の手段としたことは、要するに此の時期の畏吾兒人の商業が物々交換制を夙に脫してゐたことを物語る。商人は固より其の他の一般に賣買に關係した人々が貨幣や度量衡制度に充分習熟してゐたこと、又地券(tapu senet)に賣却者もしくは購入者が土地の四至をその地方の地理的條件に基いて定めてゐることは、畢竟彼等が高度の商業民族であつたことを示唆してゐる。殊に廣い地域に花卉を栽培してゐたこと、而も此の種の優雅な商業が重んぜられてゐたことは注目に値する。

文書中には、もし其の零細な記載でもあれば當然吾人の注意を引く筈の耕地灌漑の問題が、その重要性の極めて大きいにも關らず、見出し得られない。トルコ農業生活に對して今日も尙這種 "sulama" "suvarma" 的方法が其の價値を失つてをらぬことは、正しく灌漑方法の知られてゐなかつた時代の名殘であらう。[12]

猶又文書の敎ふる處に依れば、技術・敎養と云ふ點に於いて十二世紀の東トルキスタンの畏吾兒人達が二十世紀の同地方のトルコ人よりも遙に高い水準に在つたであらうこと疑ない。從來研究された若干の法律文書の末尾に見えてゐる契約關係者の手に成る "Ol män Täŋçi ök bitidim" (余テムチ自ら誌す。) 或ひは "män Qaisdı özum bitidim" (余カイスディ自ら誌す。) 等とある句は、此の時代の畏吾兒人の間に讀み書きの術が充分普及してゐたことを示すに足るであらう。此等のことから判斷して、ルコックは彼等トルコ人が同時代の西歐の領主であつた騎士等よりも、將又十字軍時代のキリスト敎徒よりも、敎養の點から見て遙かに勝つてゐたと述べてゐる。[13] 余は故人の此の意見に全然同意するとともに、唯單に讀み書きのみでなく、綴字法の樣な一定の言語規則さへ確定した形で十二—四世紀のトルコ人間に存在したことを附加へ度い。種々の人々の手に成つた文書の中に見える綴字法が全て同樣であることは此の事實の根本的にして又自明の證據であらう。

▽文書の主題△

其の主題と內容からして畏吾兒法律文書は當時の東トルキスタンの社會・經濟生活を窺知せしめる。我々に知られてゐる限りに於いて、中央亞細亞の遊牧民族の貿易に對して最も重要な役割を演じた者は畏吾兒人と回敎圈トルキスタンの商人であつたが、一時畏吾兒人が支那と蒙古との貿易を獨占したこともある。[14] 農業の發達と生產增加の目的を以て、或る期間を限つて、奴隸を賣買する習慣が普通に畏吾兒人間に行はれたこと、又一定の金額

或ひは土地と引換に自分の息子さへ賣る、――或る條件乃至利益と引換に他人の管理下に働かせる爲に賣る――、もしくは Ogulluk（「賣買養子」・Ogul（息子）の語根に語尾 luk を附したもので、息子たる資格の者、息子に代る者の意。江上氏は Malov の譯に據られたのであらうが「養子ニヤラレタ使用人。」と paraphrase してをられる。）の名目で終身の契約を結んで自分の子を他人に讓渡する方法等が取られたことを文書から知り得る。[15] 畏吾兒社會・經濟生活機構の裡に成立した此の習慣に於いて、「賣買養子」として讓渡された者と單に賣却された者との間には大きな相違があつたに違ひない。第一の者は讓渡された後は相手方（養家）の息子たる身分に在り、遺産相續の權利を享有すること何ら實子と擇ぶ處がなかつた。[16]

彼等の土地利用狀態を或る程度まで想像出來る中央亞細亞の畏吾兒人は、我々の有する資料に據ると、他のものに比してより多く葡萄と綿を栽培してゐた樣である。葡萄酒の醸造と賣買は、多く法律文書の主題となつてゐる關係より見て、重な職業の一であつたと思はれる。此の明白な事實にも關らず、商業史・經濟史にとつて極めて重要な本問題の委細は殘念乍ら文書には我々の希望する樣な形では現はれて來ない。

從來公刊されてゐる文書の大多數は、借用せる葡萄酒、金錢、綿布、胡麻油等に對して給附した證文、葡萄園並びに一般土地の賣買、駄獸の借用に關して結ばれた法的取極、及び地方賦稅を示す文書である。唯少數の文書が本の失はれた證書の代りに再び給附された證書や、法的効力を有する遺言書や當時の畏吾兒人の經濟生活が生んだ若干の事件に關係あるものである。主題から見て、兎も角も大多數が何らかの形で作成され記錄されてゐる此等の文書は、法的性質を備へてゐるものであるから、言語的見地からも注意すべく、現に既に研究を經た法律・經濟用語も若干ある。

▽文書の年代△

一般的に云つて畏吾兒法律文書の年代は文書内には示されてゐない。年は專ら古代トルコ族の十二支を以てする方法に依つてゐる爲に常に十二ケ年の中で循環し、文書の（通行曆上の）日附や年代は解らない。唯二個の文書——USp No. 22 と URD st. 135 所見のもの（後者に就いては江上氏譯參照。）に於いて二人の汗の名が明瞭に記されてゐる。

第一の文書に在つては、新に徵收されることゝなつた租稅——（Kalan補註）—に就いて不平を訴へる園戶等[17]が諸々の汗の時代に彼等が一定の租稅[18]を免ぜられてゐたことを報告するとともに、其等の諸汗の名を一々擧げてゐるのであるが、不幸にも文書の此の貴重な部分が破損してゐる。例へば、isça Tämür……san Buka[19]……の如し。唯一つ保存されてゐるのは Tokluk Tämür 汗（1347—1362 補註）の名であるが[20]、（彼が文書の作製年代に君臨した汗であることは文書面からして明らかであるから、）此の名の見える文書が十四世紀に屬するものであり、又 URD 所載の文書に Ugedey（Ögädäi）汗の名が記されてゐるのは、其が十三世紀のものであることを示してゐる。かゝる點よりすれば、我々の有する畏吾兒法律文書は專ら十二—四世紀の間に屬するものであらう。

言語上からも或る程度迄文書のデートを考へることが可能である。文書の或者に於いて（(borluk)）の代に（(bağ)）「庭」が、（(borlukçu)）の代に（(bağçı)）「園丁」が用ひられ[21]、Kutadku Bilik に見えぬ（zekat）「十分の一稅」（(hak)）「正義」（(kitap)）「書物」（(harç)）「經費」（(kal'e)）「城砦」（(kağıt)）「紙」等のアラビア語、ペルシャ語が用ひられてゐる事實が存するのは、つまり此等の文書が Kutadku Bilik より後の時代、云ひ換へれば十一世紀以後に書かれた有力な證據である。兎もあれヘルフ'ールト教授は何らの理由も示さずに文書のデートを十—十三世紀の間に置いてゐる。

▽文書の形式△

大部分が、文書の形式と云ふ點では、どれも此も似たり寄つたりである。唯貸借物件の種類に應じて幾らかの特殊事情が各々文書内に認められてゐる。概して文書は年月、即ち契約の日附を以て始まつてゐる。債務者の氏名、物件の種類、債權者の氏名、債務物件の種類に應じて定められた返濟の條件が此に續いてゐる。更に支拂期限の延期される場合を豫想して、此の場合には債務者が地方的習慣に從つて(罰則の)利息を附して支拂ふであらうこと、及び約束の支拂期日以前に債務者が死亡した場合には一族の者、もしくは相續人が同樣の條款に依り支拂の義務に應ずるであらうことが記されてゐる。最後に順次に證人達の氏名、債務者の信記 (inisan)[22] 或ひは印章 (damga) と代書人の氏名が記されてゐる。一の例として手近のもの〔USp. No 1 補註〕を原文のまゝ掲げて見よう。

qoin yıl üçünç ay iki oduzqa
manga Ming-Temürge tüşge bor kergek
bolup Turı-Bakşıtın yarım qap bor
aldım küz yangıda bir bir qap
süçük köni berür men birmetin
keçürser men el yangunça tüşi
bile köni birür men birginçe bar
yok bolsar men Nom-Kulımg tegi[23]

譯　羊の歳の第三月の二十二日，余 Ming Temür は利息附きにて葡萄酒を必要とし，Turı Bakşı より半壺の葡萄酒を借用したり。來る秋の(始)に代償として一桶の甘き葡萄酒を與ふべし。もし時期に及んで支拂はざる時は，一般人の遵守せる習慣法規に從つて利息とともに支拂ふべし。余が萬一死せる場合には，Nom Kulı 並びに彼の家族が同樣に(此の債務)を辦濟すべし。證人 Tesek Tur-

Tesek Turmış, tanuk Boltas, bu nişan mış, 證人 Boltas。此の nişan は余 Mıng Temür men Mıng-Temürning ol, men Turmış Mıng のものなり。余 Turmiş (此の證書を) Mıng-Temürge ayıdıp bititim Temür の口述によりて書したり。

猶此以外の條件や法的取極、借用した金錢もしくは物件の代に「賣買養子」(Oğulluk)もしくは奴隷(Köle)として(債權者)に引渡される債務者の息子等に關係した契約書も存する。此の場合に於いて、使用人として、或ひは賣買養子の名目で讓渡される人間の個人的權利、生活樣式、債務者側から起し得べき種々の要求が全て無効であること、賣渡された人間の扶養條件、賣渡された人間に對して地方の伯克又はその妻の勢力に依附して賣主側から生じ得べき凡ゆる干渉が効力無きものなること等が記されてゐる。併し形式上からは、上にその一例を掲げた文書と大差がない。

▽文書の日附△

一般に契約成立の年月日は文書の冒頭に誌してゐる。唯、極稀に見る文書に年月日が末尾に來てゐるものもある。[24] 年は昔のトルコ的慣習に從ひ左記の十二の動物名に依つてゐる。[25]

1. Küşkü 鼠
2. Ud 牡牛, 牛
3. Bars 虎
4. Tavişqan 兎
5. Lu 龍 (long) 〔支〕
6. Yılan 蛇
7. Yont 馬
8. Qoyin 羊
9. Biçin 猿
10. Taqığu 鷄
11. It 犬
12. Tonguz 豚

注意すべきことは、畏吾兒文書中に於いては唯此の十二年を以て滿足し、厭應なしに文書は專ら此の十二ケ年を用ひて作製されてゐることである。長期間に亙つて「奴隷」又は「賣買養子」として讓渡された者に關する文書に於いても、此以外の紀年法を見出し得ないことは、要するに十二—四世紀の頃の畏吾兒人間に在つて專ら此のトルコ的曆法が用ひられてゐたことを示してゐる。唯、一二の文書中に賣渡された女奴隷が「千年萬日」(ming yil tümän kün) 相手方の所有に移つたと書いてゐる。[26] 此の「千年萬日」と云ふ樣な期限は、無期限に結ばれた契約に於いて、十二支紀年法が役に立たぬ爲に用ひられたものだと云ふこと、及び不定の期限に對しては非常に大きな數字が用ひられる例であつたと云ふことを敎へる。此の種の日附入り文書の發表されたものは極めて少數である。〔DUD st. 393〕runic 文字突厥碑文[27]に於いても此の紀年法が用ひられてゐることを我々は承知してゐる。〔ibd. st. 394〕

月も亦古代トルコ人間に於けると同じく數字を以て示されてゐるが、唯第一月は "aram"[28] 最終月は "çagšapur"[29] と云ふ語で記されてゐる。

▽借用物件と支拂條件△

借用物件から見て借用證書は幾つかの類型的な相違を持つてゐる。貸與される金錢に關しては、債務者の證書に從ふと、確認された債務を銀貨で (satır とか bakır とか云ふ貨幣單位で) 支拂ふこと或ひは胡麻油、葡萄酒、自己所有の土地の一部、綿布等の動產もしくは不動產を以て支拂ふことが定められてゐる。唯金錢の授受に於いては、期限は月を以て示され、斯々の利子を以て支拂はれるべきことが認められてゐる。時には貸與される金錢の支拂は無期限で良いと明示されてゐることもあるが、此の場合でも毎月支拂はれるべき利子が記されてゐる。

かくして借入れた金錢の支拂に當つては他の月、殊に同じ年の中の或る季節が定まつた支拂期日として指定されることが多かつた。唯借用した物件の返還には、一年の中の或る一定の季節、就中秋の始、もしくは中旬が指定された樣である。此の事實から收穫期の觀念が見出し得られるのであつて、此は當時の畏吾兒農業生活にとつて極めて重要な事柄である。此の種の文書の敎ふる處に依れば、借入物件は概して二倍の利息を以て（譯者云ふ。十割の利息の意なるべし。cf. USp S.8 No.8）支拂はれた樣である。同樣の條件は短期間の債務に對しても普通のことであつた。

或る場合には借入物件に對して同一種類の物を以てせず他の種類の物で支拂つた。例へば木綿布に對して葡萄酒を與へる類である。此の評價に於いて、返濟物件と其に添へて支拂はれるべき利息とは、當事者間の話合に依つたもので利息も亦物件から成立つてゐた。此の點よりすれば、貸借の對象となる金錢と物件との間には一定の法的區別が存在したもので、此の事は文書中に明瞭に看取されるが、丁度金錢の場合に於けると同樣に支拂はれ又は借入れられる物に對しても一定の單位があつたのである。例へば (tembin) (bağ) (batır) 等が此である。今日の貨幣や度量衡に基いて此等の眞の價値を理解し確定することは先づ不可能である。大體中央亞細亞の經濟・商業文書に用ひられてゐる貨幣制度が不明である樣に、度量衡制度も亦全然解らない。歐西諸學者が、注意すべき若干の畏吾兒貨幣及び度量衡に就いて與へた報告は未だ決定的な權威を認められてをらない。

▽支拂延期と罰則△

畏吾兒法的見地から非常に大きな重要性を有する此の問題に對して、文書の關係部分が言語的に全然明らかでない爲に、詳細な說明を加へることは我々にとつて不可能である。唯債務の支拂に對して定められた期日が遲らされることがあつたこと、その爲に處罰を受けねばならなかつたことが文書の上から確められる。債務者が債務の

支拂を怠つた場合、或ひは債務を期日に支拂はなかつた場合には(("birmätin käçürsär"))、當時中央亞細亞の畏吾兒社會・經濟生活に於いて廣く法的拘束力を持つてゐた el yangiça 卽ち「地方的習慣法」を以て處罰された。斯樣な事態の生じた場合には、債務者が一定の利息を附して支拂ふことを契約した債務を習慣法が定める別の附加的の契約に依る普通の利息とは大いに異なる利息を以て、支拂はねばならなかつた。兎もあれ此の處罰に價し、el yangiça 卽ち「地方的習慣法」によつて支拂を義務附けられてゐた利息額(率)は、文書內には誌されてゐない。ともかくも、處罰に値したと云ふことは、普通の契約に於ける利息より遙に重いものであつたことを思はせる。社會的、俗世間的畏吾兒生活に關して今日までに充分の資料が公表されてをらぬことは、此の問題の解明を不可能ならしめてゐる。唯文書の記載を基にして考へれば十二—十四世紀の畏吾兒人の生活に於いて國家の法律以外に地方習慣法が又大きな役割を演じてゐたことを指摘し得る。

文書內には、支拂問題に關聯して重要な決定がもう一つ認められてゐる。其は債務者の債務支拂期日以前に死んだ場合の問題である。文書に於いて此の事情は "birgincä bar yok bolsar," "iştin tişin bolsar män," "örü qodi bolsar män," "iştin tişin bar yok bolsar" と云ふ樣な種々の形で認められた。言語的にはその本來の意味が良く解らない此等の語句の下に隱されてゐる意味は疑ひも無く上に我々が論じた處の "birmätin käçürsär" と云ふ句で說明されてゐる考とは異なつたものである。後の記載例の法律的明瞭性は完全である。卽ち債務者が如何なる理由にせよ支拂期日を遲らせた場合には、習慣法の定むる處に基いて、支拂ふべき債務は罰金(違約金)とともに支拂はねばならなかつた。此に反して債務者が "iştin tişin bolsar" 或ひは "örü qodi bolsar" 〔USp. S. 129 No. 67〕(卽ち「死亡した場合」には)支拂の義務は文書に指定されてゐる第三者に移轉された。此の種の文

書では元の債務の相續人への支拂責任移轉が問題になつてゐるのである。時には文書中に、支拂延期の原因となり得るものを二つ同時に擧げ、"birmätin käçürsär"「支拂はぬならば」"birgingä bar yok bolsar"「負債有るまゝにて死すれば」と云ふ風に認めたこともある。〔USp. S. 8, No. 8〕此の場合には、處罰を生じ得る原因が二つの重要な點で結合されてゐるのであつて、此の事は文書に盛られた契約の重大性を示してゐる。第一の句では債務者が存命中負ふ支拂義務を云ひ、第二句では債務者の死亡とともに相續人等が其の支拂義務に應ずべきことを云つてゐるのであらう。後の事態が考慮してゐる條件は、言語上からは殘念なことに明らかでないから、我々は唯多くの文書に見える他の表現に照して此等の句が債務者の死亡を意味してゐると解釋するのである。[30]

かくして債務者が支拂以前に死んだ樣な場合に生じ得べき事態と云ふのは、責任(債務)がその儘第三者に移されることであつた。文書の敎ふる處に依れば概して議論の對象となつた第三者と云ふのは、債務者自身の家族員か近親者であつた。例へば oğlum「自分の息子」inim「自分の弟」kişim「自分の妻」の如し。[31] ある場合には第三者は唯一人の者として示されず一般的な形で tägilär birlä 卽ち全家族及び親族と書かれた、恐らく斯樣に書く事によつて責任の全家族と一族一門——彼等が責任(債務)の相續人であつたことは自然である。——に轉嫁されることを示したのであらう。此の點よりして、中央亞細亞の十二—十四世紀の畏吾兒人の經濟生活に於いて家長と並んで全家族員が、——或ひは個人として或ひは全體として——、役割を勤めたことを知り得る。殊に妻にも債務と其の支拂義務が移轉されたことは、畏吾兒人の社會生活研究にとつて極めて價値の多い資料であらう。殘念乍ら女性名義で作製された文書には一つも出喰さぬので、此の特殊な事情に充分な說明は加へかねる。

文書の記載例に依れば、契約に立會ひ法律上の資格を有する者達が銘々證人として文書に名前を連ねた。大體上金錢貸借に關して作成された證書では、唯二人の證人の氏名が記され、證言を求められてゐる。反之、他の場合には證人の氏名は三、四人から五人にも達してゐる、斯樣な證人の數からある一定の權威(重要性)を引出すことは不可能である。ラドロフは五人の證人の見える文書を、證人の數が多すぎると云ふことからして、本當のものと認めてゐない。恐らくラドロフの考は此の種の文書の稀少性に基いてゐるのであらう。[32]

證人の氏名は概して文書の末尾に記されてゐる。其は債務者の nišan「信記」の後に續き、一番最後には代書人(文書作成者)の名が記される。「信記」は文書の性質と債務者の人物如何によつて「指頭印」のこともあれば tamǧa「印章」のこともある。殊に文書に於いては形の圓い又時には四角い契約當事者の印形が捺印されてゐるが、此が tamǧa である。[33]

文書代書人は契約當事者とは無關係で契約文を債務者の說明に基いて書いたものである。さり乍ら債務者自身がペンを取つて書く場合もあつた。唯金錢借用に關係した二つの文書に於いて、代書人として Tudung と云ふ稱呼の下に一人の人間が見えてゐるが、此の言葉の意味に就いては對立せる見解が行はれてゐる。

マロフは〔USp. S. 299〕語彙中に「官職名」と註してゐるし、ヘルファールトも此に從つて「高官」と解した。然るに、事實としては、文書中に在つて此の提議されてゐる「官職名」と云ふ考を受け入れさせるに足る何等の示唆も特別の理由も見出されない。のみならず此の名を含んでゐる文書は、上に其の型を例示した文書と一向相違する處がない。代書人が本來その名を記すべき個所に此の名が見えてゐることからすれば、我々は寧ろ此を固有名詞と考ふべきである。もし此の名を持つ文書が內容上又外形上何かの相違を示してゐるならば、我々も亦厭

應なく Tudung と云ふ語を[34]「官職名」とするであらう。併し乍ら實は問題は此の外形に存するのであるから、其自身が我々の考を支持するもので、從つて此の語はどうしても Tudung と云ふ名の代書人を意味すると判斷しなければならない。現に一文書〔USp. No. 51〕(補註・譯文なし。)に於いては契約當事者の名が Tudung (補註 Radlof の綴は Tutung) である。ヘルファールトは問題の語に與へた意味を强調する爲に代書人の名が記されないで、其の代りに ayıtıp bitidim「求めて余が記せり。」と云ふ樣な特別な語句が用ひられてゐると云つてゐるが、此の語句は唯 Tudung なる語を含む文書に限ることではなく、他の文書〔USp. No. 1. 6. 11, URD 139) にも同じ樣に用ひられてゐる。斯る點から考へても、Tudung なる語に當然與へられるべきだと說かれてゐる「官職名」と云ふ意味は出て來ない。

× × ×

以上十二世紀より十四世紀に亘る中央亞細亞に於ける畏吾兒トルコ人の法律文明モニューメントを、淺學菲才をも顧みず、國民文明の見地から叙べたのであるが、最後に眞摯なトルコ法律研究者にとつては、此等の文書中に吾人が見落した更に重要な諸問題があるであらうこと、而して其等が何よりもまづ注意すべきものであらうことを云ひ度い。中央亞細亞文明の創建者であるトルコ人の此の地方に於ける影響力と役割は、トルコ國民文明の見地から見て、其の不滅にして偉大な寄與であらうと思ふ。此の事實を明らかにし、此の事實が古代吐火羅、印度、支那等に對して有する諸種の關係を確めることは、畢竟創設尙日も淺き我が大學の眞摯な法律研究者に課せられた國民的義務であるであらう。余の義務は唯文書中に見出される法律的表現と用語を差當り材料の形式で彼等に提供する事である。この目的に從つてその參考書目を上に揭げておいた畏吾兒法律文書中に見える術語、表

現、種々の地方稅の名稱等に出來得る限り詳考を加へて此處に發表する。殘念乍ら此の場合にも尙悉くが完全なものではないことを自ら認めねばならない。文書解讀に存する缺陷と誤謬、就中畏吾兒社會生活を明らかにするに足る材料の缺除が或る種の問題にとつては障害となつてゐるのである。

① Klementz D., Die Nachrichten über die von d. Fön. Akad. d. Wiss. zu St. Petersburg im Jahre 1898 ausgerüstete Expedition nach Turfan. Band. 1. 1899. S. 55

② 此らの資料は左記の旅行報告に原物が圖示されてゐる。
Grünwedel A., Bericht über archaeologische Arbeiten in Idikutschari und Umgebung im Winter. 1902—1903, Adh. d. Kön. Bay. Ak. d. Wissen., München, Ph.l.-Hist Klasse. 24, 1. S. 1.—196, 1905

參照 "Zapiski Kollegii Vestokovedov" Pri Azia skom Muzee Rossiyskoy Akademii Nauk. Tom I, Leningrad. 1925, st. 552 & USp (=Uisurishe Sprachdenkmäler) S. 63
ラドロフの發表した此のテクストのトランスクリプションは先づ好いが、飜譯は非常に不注意である。

參照 Turan. 1918. s. 453

③ Von Le Coq A, Handschriftliche Urkunden aus Turfan. "Turan". Budapest. October, 1918 S. 449—450
此の四個の文書はラドロフの最近作 USp. の N 2, 7, 13 に見えてゐる。

④ ル・コックは此の四個のテクストを音譯し、別に幾らかの說明を加へて獨逸語に飜譯した。彼はその研究の序文中に於て、文書に用ひられてゐる紙の種類に就いて論じた後、彼の云ふ所は全く正しいが、テクストの綴字法が惡いこと、文字のシステムが "Kudadgu-Bilik" の奮を襲つてゐること、又蒙古文字と此の文字の間に密接な關係があること等に論及した。—參照・"Turan" s. 4 0° 併しル・コックの文書解讀には多くの明白な誤りが見出される。Ser. Malov の Zapiski Kollegii Vostokovedov. 1925. I. s. 552—556 に在る批評參照。

⑤ Von Le Coq A. Kurze Einführung in die uigurische Schriftkunde "Mitteilungen des Seminars für Orientalischen Sprachen" Jahrgang XXII. Westasiatische Studien. 1919, S. 103—103

⑥ Malov. S. E., Drevnuyurskix Dokumenta "V. V Bartoldu" Obşşestvo olya izuçeniya Tadjikstana i iranskix narodnestey za ego predelanu, Taşkent. 1927 st. 387—394

⑦ 著書の原名は左の通り。

W. Radloff, Uigurishe Sprachdenkmäler' Materialien nach dem Tode des Verfassers mit Ergänzungen von S. Malov herausgegeben. Leningrad, 1928. s. VIII. Ss 305

本書には、マロフの解語序文と小辭彙が附加された。後者はラドロフの幾つかの誤りを訂すに足る。但し、多數の言葉が辭書中に說明されてゐない。

⑧ Malov. S. E, Uygurskiye rukopisniye dokumentiy ekspeditsii S. F. Oldenburga. 'Zapiski Instituta Vostokovedeniya Akademii Nauk" I. Leningrad, 1932. st. 129. 149

「蒙古學」第三册 江上波夫氏抄譯。參照。

⑨ Caferoğlu A. Uygur türklerinde millî hukuk istilahlar. (畏吾兒トルコ人間に於ける固有=national 法律用語。) (原トルコ語・雜誌) Istanbul. 1933

⑩ Herrfahrdt Heinrich, Das Formular der uigurischen Shuldurkunden. Zeitschrift für vergleichende Rechtwissenschaft. XLXIII Band. s. 93—103

⑪ A von Le Coq, "Turan" s. 451

⑫ 補注 "sulama", "suvarma" は共に "su" 「水」を語根とするもので Radloff は bewässern と譯してゐる。溝渠を穿つて灌漑するものではなく、桶に入れた水を注いで廻ることであらう。今日東トルキスタンに行はれてゐる灌漑方法は ((Karez)) に依るもので、漸く十八世期末に波斯より傳はつたものである。cf Owen Lattimore High Tartary p. 156

⑬ Turan s. 452

⑭ Bartold. V. V., Obrazovaniye Imperii Çingiz Xana "Zapiski Vostoçnago Otdeleniya Imperatorskago Arxeologiçeskago Obşşestva' Vol. X p. 107—108

⑮ USp. に此の主題に關係ある文書が七通ある。No. 16, 51, 58, 57, 61, 73, 98. Malov. URD には "Oğulluk" に讓渡

された者の生活條件と生活上の諸問題に關係した二通の注意すべき文書がある。O.6—O.8

⑯ Malov. UKD st. 139 に本問題の解明に資する二通の明白な特長ある文書が存する。men Tunak Silvanu y(e)me oğlum Sambadu bile tüz ülüşlük kılıp oğullanu aldum——余はトウイナク、シルヴアンティを "oğ-illuk" として迎へ實子サンバドウと「同等ノ分前ヲ有スルモノ」(江上氏譯)とした——卽ち兩人とも同樣に等しい(遺產相續の)權利を享有したと云ふのである。

⑰ 補注 原語は ((bak-čylar)) (bayçılar) である。紀昀の烏魯木齊雜記(小方壺齊輿地叢抄第二帙所收)に烏魯木齊の民戶に五種(民戶、商戶、兵戶、安插戶、遣戶)の別あることを云ひ、次いで、「又有ニ所ニ謂園戶者。租ニ官地ニ以種ニ瓜菜。每畝納ニ銀一錢。時來時去。不レ在ニ戶籍之數ニ也。」と記してゐるものに相違ないので園戶と譯した。

⑱ 補注 kalan(意味不明)もあるが、その他に "alban" "jasak" 等云ふ稅目が見える。〔USp No. 22〕alban はアハメットのウイグル辭彙に「勞働を以て支拂はれる賦稅」とあり、賦に當るべし。jasak は Pavet de Courteille の東部トルコ語辭典に「毛皮を以て支拂ふ稅」とある。

⑲ 補注 isça Tämür は何人か不明であるが、……san Buka は文書に Tokluk Tämür の名を見ることよりして、彼の父なりし Isan Buka (Isan Bugha) のことに相違ない。〔The Tarikh-i-Rashidi. translated by N. Elias & E. D. Ross. p. 7〕

⑳ 補注 USp. No 2) に完全に名を存してゐるものに、Öğädäi 汗あり。アハメット氏の云ふが如く Tokluk Tönür 汗丈ではない。Tokluk Tämür は察合台後王で最初に回教に歸依した人として、回教史上重要な人物である。〔The Tarikh-i-Rashidi p. 7. 10—15 etc〕西域水道記卷四に阿里瑪圖(アルマリツク)附近に吐呼魯克吐木勒罕の墓ありしことを云ふが卽ち Tokluk Tämür 汗に他ならぬ。

㉑ 補注 bağ, bahça (波斯語) Bäbur Nänna には同語系の bağ-hcha bağhat' bağhlär を混用し、その間或ひは意味の相違あるかと思はれるが畏吾兒文書に就いては斯樣な區別があるかどうかは疑問である。cf. Beveridge A. S., Läbur Näam p. 5 note. 4

㉒ 補注 アハメット氏は此の個處に於いては ((nişan)) を署名のことゝしてゐるが、ウイグル語辭彙には ((damğa)) と同一視してゐる。回鶻文女子賣渡文書(東洋學報第六卷二七五—六頁)に、((işan))—實は ((tamğa))

dang̃i) と同じからず信記の云ひなるべし。としたるに從ふべき樣である。

㉓ Herrfahrdt は友人の助言に基いて此の語を "ertegiler" (家に在る者、家族) の形に改めようとした。〔Das Formuler… s. 59. Note. 2〕、自分は此の語を Orkhon 碑文に用ひられてゐる樣に tegi 也と信ず。〔Radloff, Die Alttürk. Inschrif. der Mongolei, S: 332—363〕 Malov も此の形を採つてゐる。〔DUD s. 391〕

㉔ 併し、其の主題に關しては別に取立てゝ云ふこともない。幾つかの稀な契約文に就いて、日附が記されないこともあつた樣である。〔USp. N. 51 此は 50 の誤か。〕國家と人民間に結ばれた契約の日附も文書には認められてゐないが、其は恐らく君主の名が文面に記載されたことに由來してゐるのであらう。

㉕ トルコの十二支紀年法に就いては左記諸書參照。

Chavannes ; Le cycle turc des douze animaux. T'oung Pao Leide, 1906

Katanov ; Vostoçnaya Xronologia……Kazan, 1920. s. 219

Pantusov ; Mster iialey k izuçeniy unareçiya arançey … Vip. III. Kazan, 1901

Bartold ; Mélanges Asiatiques, Petrograd, 1921. p. 1767

㉖ 補注　前揭回鶻文女子賣渡文書參照。

㉗ 補注　著者はオルコンの突厥に對して Gök-türc (青きトルコ、天生トルコの謂) なる表現を用ひてをり、一般にトルコにては斯樣に云ふこと Hüseyin Namik Orkun 氏の Eski türk Yazuları の序文に見えてゐる。此は一八九六年の Bang の用例を襲つたもので、不適當なることは既に Thomsen が說いてゐる。〔Turcica, Mémoires de la Société Finno-Ougrienne XXX 1916 p. 20, note 1.〕

㉘ 畏吾兒年の第一月である。"Altun yaruk" (金光明經) では ram ai の形を取る。〔Suvarnap:abhâsa s. 559, 19〕 Altun Orda 金帳汗國の法令では maharrem 月となつてゐる。

Veselovsky ; Neskolko poyasneniy kasatelno yarlikov, dannix Xanami zolotoy ordi ruskomu duxovenstvu. "Totanin Sbornik" i. s. 532

Birûnî は此の月を知らぬ。〔Sachau ; Chronologie orientalischer Völker von Albernuî. Leipzig, 1878. S. 71〕 同じ

語はGök-Türkに於いても用ひられた。〔Marquart ; Die Chronologie der Alttürkischen Inschriften, Leipzig, 1898 S. 29—30〕

㉙ 「蹴食の月」の意味である。元の意味は法典・訓令・原則・命令で 'evamiri ilâhiye' (神ノ命令) も意味する。〔Chavannes et Pelliot ; Un traité manichéen……, Journal Asiatique, 1913. p. 111, 310 及び Uigurica I. S. 47 參照。〕蒙古人間に於いても此の意味を持つてゐる。

〔補〕 Çagsaput = Çxsapt = Çqspt etc > Skr. Sıksâpada

㉚ 此らの句は諸家に依り樣々の解釋が附せられてゐる。

A. von Le Coq ; MSOS 1919. S. 103

Radloff ; Abh. d. Bay. Acad. d. Wiss. 1906. Bd. 24. S. 184

Herrfahrdt ; Das Formular der uigurischen Rechtsurkunden S. 60

㉛ kişi と云ふ語は吳吾兒文書に於いて種々の意味に用ひられてゐる。「人間」・「男」・「女」等の意味で使はれてゐることがある。〔Bang und A. von Gabain ; Analytischer Index zu den fünf ersten Stücken der Türkischen Turfan-Texte, S. 24〕 Malov は此の語を專ら「男」・「人」の意味に解した。〔USp. S. 234—(補) tschelovek (人) とのみ記す。〕時には又夫或ひは配偶者の意味が有る。〔Uigurica. III, 81, 3〕及び〔Bang, Turkologische Briefe aus dem Berliner Ungarischen Institut. "Ungarische Jahrbücher". 1925, Bd. V. Heft 2—3. S. 245〕自分は此の語の最後の意味を寧ろ擇び度い。何となれば「自分の子」「自分の弟」の樣な家族員を指す表現が用ひられてゐることから考へると、唯「妻」の意味を具有すべきものと思ふからである。例へば一文書〔Usp. S. 25〕に birgingе bar yok bolsar men kişim tüzün köni birzün とある句の意味は (支拂以前にもし余が死すれば同樣に余の妻が支拂ふであらう。) と云ふことで、此又上の考を支持するに足らう。〔Schinkewitsch ; Rabguzis Syntax § 3〕もつとも夫に對しても同じ語が用ひられる場合がある。

㉜ Herrfahrdt 前掲論文 S. 101. Note 1

㉝ 支那人に依つても用ひられた此の四角い印章のことは Babūr の自敍傳中にも見出される。即ち Sultan Abu Sait Mirza

in cehrsuy Mihri bunda idi（スルタン・アブ・サイド・ミルザの四角い印章は此處に在りき。——譯者。原文アラビヤ文字を現行文に寫した。）

〔補〕 著者は Gibb 叢書中の Babur nama に據つてゐる旨を注してゐるが出所が明らかでない。同書の著者なる Beveridge 女史には別の同書に據る譯本〔The Bābu.-nāma in Engl'sh 2 Vol. 1922, London〕もあるので參照した處第二十八頁に He (Mir Ghiyās Tagha') had charge of th Mirza's square seal etc. とあつた。

((nişan)) と ((tamğa)) の關係はアハメット氏に良く了解されてをらぬ如し。

㊹ Herrfahrdt 前掲論文 S. 102

㊺ USp. N. 18, 52

㊻ 往時、アヴアール人、カザール人間に於いて tudung の形で用ひられた此の語の意味は「總督」「知事」である。〔E. Chavannes ; Documents sur les Tou-Kiue occidentaux. p, 24, 52〕Gök-türc 及び居代回紇人では「官職位階名」である。〔Thomsen ; Inscriptions de l'Orkhon p 154, F. W. K. Müller, Der Hofstaat eines Uiguren-Königs "Festschrift Wilhelm Thomsen" S. 212—213〕Thomsen 及び Müller は此の語を支那語の「郡督」から由來したものと考へてゐる。Aşmarin（人名？）の、ロシヤ紀傳家等が、古代アルガリヤトルコ人の言葉だと記してゐると云ふ (Trun)) なる語は大いに注意すべし。〔Bolgari i Çuvaşı. st. 66〕Samoylovic は (Trun)) と ((tudun)) 〔von Kutshera, Die Chasaren, Wien 1909〕の間に關係があると云ふ假說を出してゐるが、その根據を示してをらぬ。〔Turun-Tudun, Petrograd, 1918. st. 399. "Sbornik Muzeya Antropologii i Etnografii pri Ross. Akad. Ob. V〕Kaşgari〔I. 317〕は此の語を「宦官」「寵愛されてゐる者」の樣な全く別の意味に解してゐる。兎も角、種々の解釋が存するわけである。Brockelmann の如きはトルコ語の ((tutmak)) 「捉くる。」と云ふ動詞に注意したが、恐らく支那語まで行く必要はあるまい。((tutmaq)) から派生した名詞と見て良からう。〔Brockelmann ; Hofsprache in Altturkestan. "Versamlung von Opstellen" S. 223—224〕

—— daha var——